

## リノベーションにおける建築基準法手続きにおいて新様式の試行を開始します

年々、既存建築物のリノベーション（※1）など、既存建築ストック（※2）の活用に関するニーズが高まっています。しかし、リノベーションする際、建築時点の建築基準法令に適合していることを確かめる必要がありますが、既存不適格建築物（※3）であるのか、そもそも不適合建築物であるのかの判断が難しく、リノベーションを実現できないケースがあります。そこで、それらの判断をより容易にするため、手続きに必要な調査をするための項目及び様式を新たに策定しました。

※1 リノベーション：空き事務所や住宅などを店舗やホテルといった不特定多数の人が利用する用途にリニューアルすること

※2 既存建築ストック：過去に建築され、現在も存在している膨大な建築資産のこと

※3 既存不適格建築物：建築時点の建築基準法令の基準に適合した建築物であって、その後、法改正などにより現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のこと

### 1 策定の背景

建築基準法において、建築主は工事完了後、建築主事又は指定確認検査機関による完了検査を受けて検査済証の交付を受ける必要がありますが、この検査済証の交付を受けていない建築物が、国や自治体による違反建築物の取り締まり強化が図られた平成11年以前では、建築確認申請数の約半数以上を占めており、建築基準法への適合・不適合を判断することが困難となっていました。

### 2 手続きに必要な調査をするための図書（法第12条第5項に係る報告）【新様式】

- ・既存不適格調書（違反でないことを証明するもの）
- ・現況調査チェックリスト（建築基準法令への適合状況等を建築士が確認）

### 3 効果

- ・完了検査を受けていない良好な既存建築ストックを有効活用できる。
- ・建築士の確認事項と建築主の認知事項が定まり、それぞれの責任において手続きをすることで、リノベーションを円滑に進めることができる。

### 4 試行期間 令和2年12月1日（火）から概ね1年

### 5 新様式策定に係る関係団体

建築士が所属する以下の4つの関係団体と協同し策定しました。

- 一般社団法人群馬県建築士事務所協会中央支部
- 一般社団法人群馬建築士会前橋支部
- 一般社団法人群馬県建設業協会前橋支部
- 一般社団法人群馬県建築構造設計事務所協会



担 当 建築指導課建築安全係  
電 話 027-898-6753